（削る）

（削る）

ロ　（略）

(1)　イ(1)、(2)、(5)及び(9)を除く。)に掲げる事項

（削る）

(2)　（略）

三　（略）

2・3　（略）

（留意事項）

第八条　（略）

一～五　（略）

六　第四条第一項第二号ロ(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七～十　（略）

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）

(11)　大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

(12)　大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

ハ　（略）

(1)　イ(3)に掲げる事項

(2)　ロ（(1)、(5)、(6)、(7)及び(8)を除く。）に掲げる事項

(3)　（略）

三　（略）

2・3　（略）

（留意事項）

第八条　（略）

一～五　（略）

六　第四条第一項第二号ハ(3)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七～十　（略）

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF無線電話	一　日本語の場合 H三E　一、六五一kHz　一〇W 二　英語の場合 H三E　二、〇一九kHz　一〇W	日本語又は英語	一　日本語を用いる場合　毎時の一五分及び四五分からのそれぞれ一五分間 二　英語を用いる場合　毎時の〇分及び三〇分からのそれぞれ一五分間
（略）	（略）	（略）	（略）